

適切な意思決定支援に関する指針

1. 基本方針

当院の病院理念は、患者さんの人権を尊重し、地域の中核病院として安全で良質な医療を提供するである。人生の最終段階を迎える患者さんがその人らしい最後を迎えられるよう、医師をはじめとする他職種で構成される医療・ケアチームで患者とその家族等に対し適切な説明と話し合いを行い、患者本人の意思決定を尊重し、医療・ケアを提供する事に努める。

(厚生労働省：人生の最終段階における医療・ケアの決定プロセスに関するガイドラインを規範とする)

2. 「人生の最終段階」の定義

人生の最終段階とは、患者の状態を踏まえて、多職種にて構成される医療・ケアチームにて判断するものとする。患者が適切な治療を受けても回復の見込みがなく、最大の薬物治療でも治療困難な状態であり、かつ死期が間近と判断された状態の期間である。期間とは、老衰を含め回復が期待されないと予測する生存期間（2週間以内・1ヶ月以内・数ヶ月・不明）等を示す。

3. 人生の最終段階における医療・ケアの在り方

(1) 本人の意思が確認できる場合

医師等の医療従事者から適切な情報の提供と説明が行われ、それに基づいて医療・ケアを受ける本人が多職種の医療・介護従事者から構成される医療・ケアチームと十分な話し合いを行い、本人の意思決定を基本とした上で、人生の最終段階における医療・ケアを進めるものとする。

本人の意思は変化しうるものである事を踏まえ、本人が自らの意思をその都度示し、伝えられるような支援を医療・ケアチームにより行い、本人との話し合いを繰り返し行うものとする。

(2) 本人の意思が確認できない場合

本人が自らの意思を伝えられない状態になる可能性があることから、家族等の信頼できる者も含めて、本人との話し合いを繰り返し行う。話し合いに先立ち本人は特定の家族等を自らの意思を推定する者として前もって定めておくことも重要である。家族等がない場合及び家族等が判断を医療・ケアチームに委ねる場合には、本人にとって最善の方針をとる。

いずれにおいても、人生の最終段階における医療・ケアについて、医療・ケア行為の開始・不開始、医療・ケア内容の変更、医療・ケア行為の中止等は、医療・ケアチームによって、医学的妥当と適切性を基に慎重に判断する。

医療・ケアチームにより、可能な限り疼痛やその他の不快な症状を十分に緩和し、本人・家族等の精神的・社会的な援助も含めた総合的な医療・ケアを行う。

(3) 複数の専門家からなる話し合いの場の設置

- ①医療・ケアチームの中で心身の状態等により医療・ケアの内容の決定が困難な場合
- ②本人と医療・ケアチームの話し合いの中で、妥当で適切な医療・ケアの内容について合意が得られない場合
- ③家族等の中で意見がまとまらない場合や医療・ケアチームとの話し合いの中で、妥当で適切な医療・ケア内容について合意が得られない場合は状況に応じて当院医療安全管理室や倫理コンサルテーションに相談し、方針等について助言を得る。

参考資料：・人生の最終段階における医療・ケアの決定、プロセスにおけるガイドライン
厚生労働省 2018年3月改訂

- ・高齢者ケアの意思決定プロセスに関するガイドライン
日本老年医学会 2012年6月策定
- ・認知症の人の日常生活・社会生活における意思決定ガイドライン
厚生労働省 2018年6月
- ・透析の開始と継続に関する意思決定プロセスについての提言
日本透析医学会 2020年改定